○農林水産省告示第五百十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月三日　　農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係道県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号の規定は、水稲については平成二十九年産、麦については平成三十年産のものに係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十八年以前の年産の水稲及び平成二十九年以前の年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項、第四項第一号及び第二号、第七項並びに第八項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号の二ロ及び第二号の三ロの規定に基づき、平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号（収穫基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月三日　　農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）については平成三十年産（大阪府のぶどうにあっては、平成三十一年産）、なつみかん及びかんきつ類の果樹については平成三十一年産の果実に係る収穫共済の共済関係及び平成二十九年四月一日以後に共済責任期間の開始する樹体共済の共済関係、これらの共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、一般果樹については平成二十九年（大阪府のぶどうにあっては、平成三十年）以前の年産、なつみかん及びかんきつ類の果樹については平成三十年以前の年産の果実に係る収穫共済の共済関係及び平成二十九年四月一日前に共済責任期間の開始する樹体共済の共済関係、これらの共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百十五号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年四月三日　　農林水産大臣　山本　有二

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Matthiola incana (L.) R. Br.	HI-S-CH	黒川浩 千葉県館山市伊戸2570番地 黒川幹 千葉県館山市館山981番地の1	第30007号 平成29年2月27日

○農林水産省告示第五百十六号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月三日　　農林水産大臣　山本　有二

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項

地位を承継する卸売業者の名称　八戸中央青果株式会社

地位を承継される卸売業者の名称　北日本青果株式会社

卸売の業務を行う市場　八戸市中央卸売市場

取扱品目の部類　青果部

合併の年月日　平成二十九年四月一日

変更前の卸売の業務を行う者に係る事項

卸売の業務を行う者の名称　北日本青果株式会社

卸売の業務を行う市場　八戸市中央卸売市場

取扱品目の部類　青果部

許可の年月日　昭和五十二年十一月二日

○農林水産省告示第五百十七号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年度において型式検査を行う農機具の種類を次のとおり定めたので、公示する。

平成二十九年四月三日　　農林水産大臣　山本　有二

動力噴霧機（走行式）（ブームノズルを有するものに限る。）

農用トラクター（乗用型）（機関出力が25馬力以上250馬力未満であつて、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。）

スピードスプレヤー

コンバイン（自脱型）（種子用のものを除く。）

田植機（乗用型）（土付き苗用のものに限る。）

農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム

ポテト・ハーベスター

ビート・ハーベスター

コンバイン（普通型）

野菜移植機（土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。）

○農林水産省告示第五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月三日　　農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　山梨県都留市鹿留字田屋上三三二二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田屋上三三二二の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月三日　　農林水産大臣　山本　有二